白川町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２０日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町規則第２５号

白川町会計規則の一部を改正する規則

白川町会計規則（令和３年白川町規則第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（クレジットカード等の利用） 第３５条の２　会計管理者は、職員が支出の手続にクレジットカード等を利用する方法により支払をさせることができる。 ２　クレジットカード等の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。